

令和7年度ふれあいバス（福祉バス）の利用について

福祉団体・福祉ボランティア団体等が、会議・視察・研修・慰問・奉仕活動等で10人以上乗車する場合に使用できます。

※視察や研修などで利用する場合においても、娯楽を主な行程とすることはお控えください。推奨コースを用意しておりますので、ぜひご活用ください。

【運行区域】

山形県	全域
宮城県	仙台市 塩竈市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町
秋田県	湯沢市

【運行日及び時間】 平日の1日間のみ

午前8時30分から午後4時30分まで

※市役所を出発し、市役所に到着するまで

※予約は先着順ですが、市の行事やイベントがある場合は日程の変更をお願いする場合があります。

※原則、1団体当たり年1回の利用となります。

【利用人数】 10名以上28名以内

※10名未満となる場合は事前にご相談ください。

【利用申請に必要な書類】

①申込書：利用日の2週間前まで提出

※訪問先でマイクロバスを停めることができる駐車場を確保し、行程に駐車場の場所を明記してください。

※訪問先の所在地と電話番号を記載してください。

②名簿：利用日の2週間前まで提出

※2週間前までに提出できない場合は、確定次第速やかに提出してください。

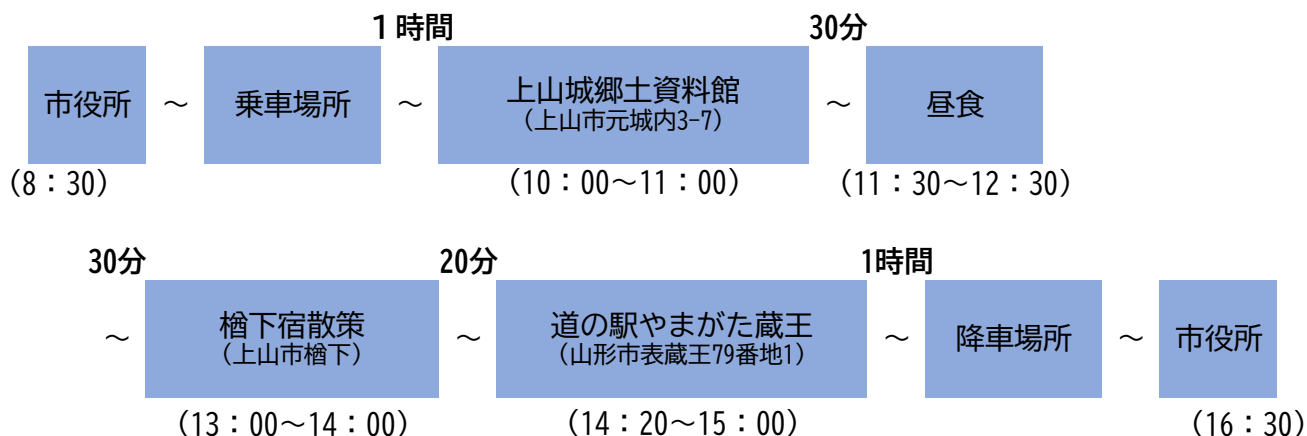
提出先：市役所1階16番窓口 電話：0237-42-1111（内線2141）



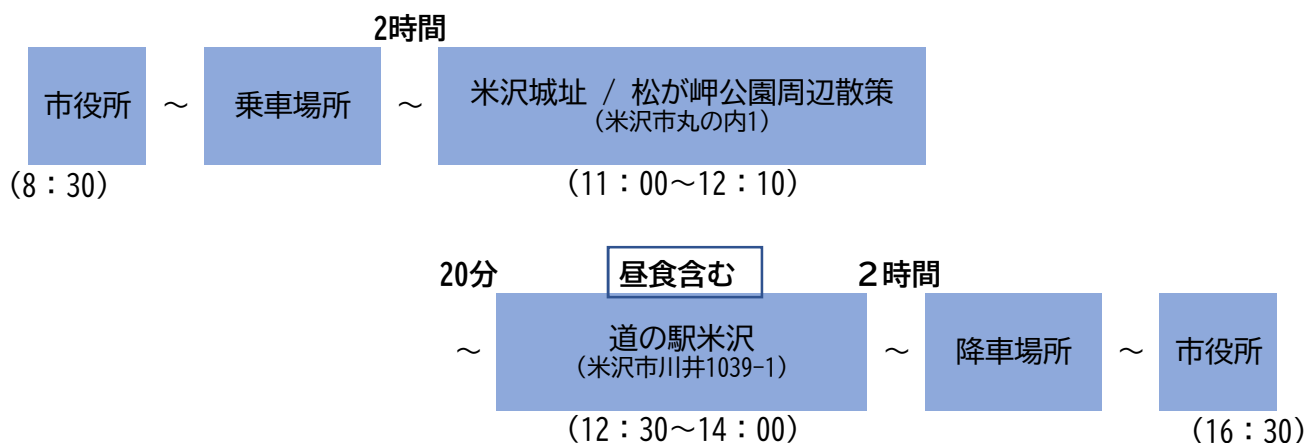
ふれあいバス 推奨コース

- ・①【上山市・山形市】の昼食会場については、団手で手配してください。
- ・その他のコースの昼食会場については、見学施設内の食堂等を想定しています。
- ・施設の受け入れや昼食の予約、バスの駐車場利用については、必ず事前に確認をお願いします。
- ・有料道路を使用しない時間設定となっております。有料道路を使用する場合は申込時にご相談ください。
※料金は団体負担となります。

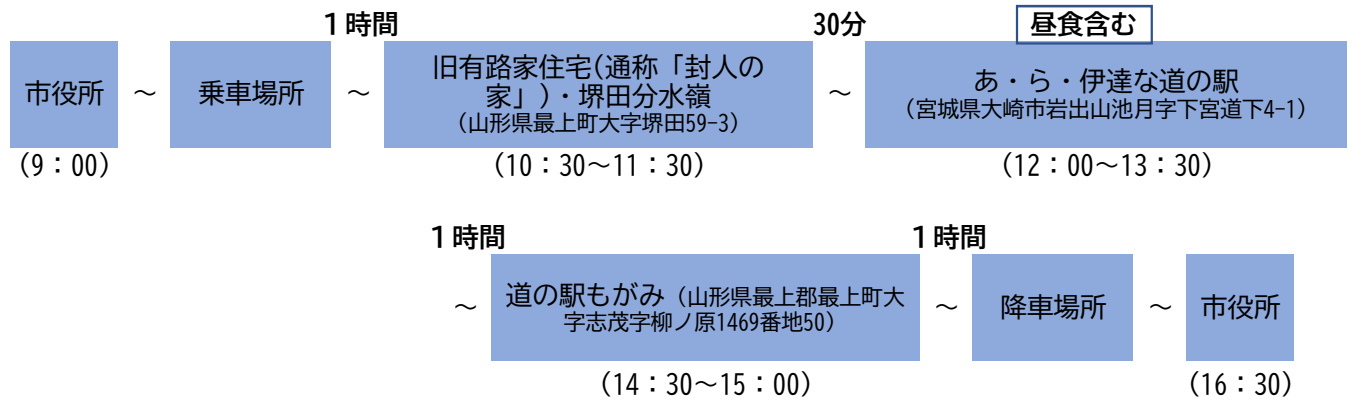
①【上山市・山形市】



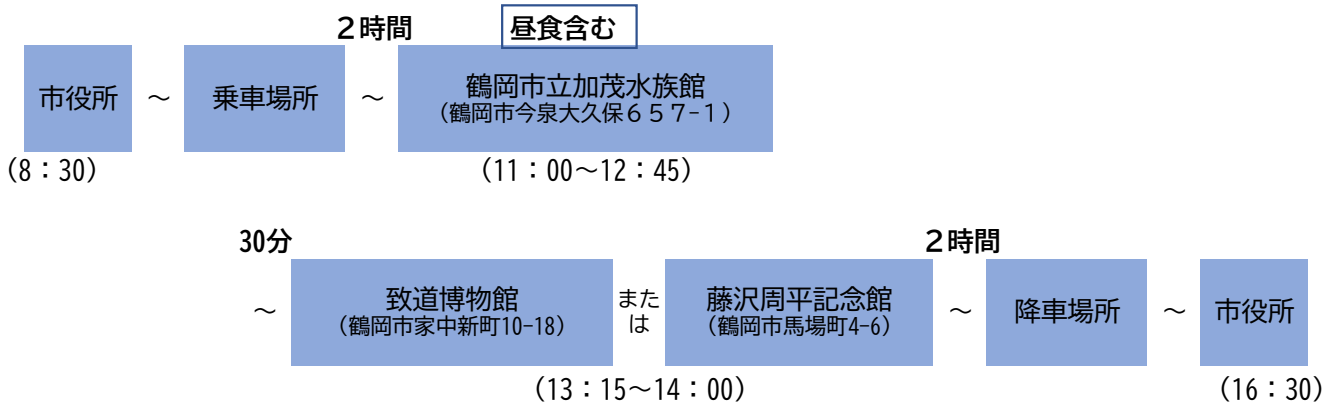
②【米沢市】



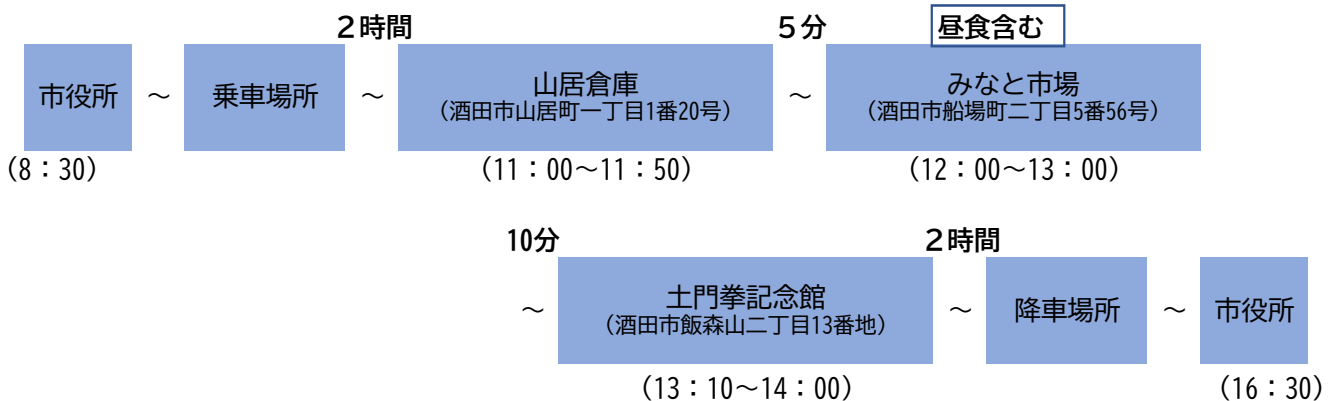
③ 【最上町・宮城県大崎市】



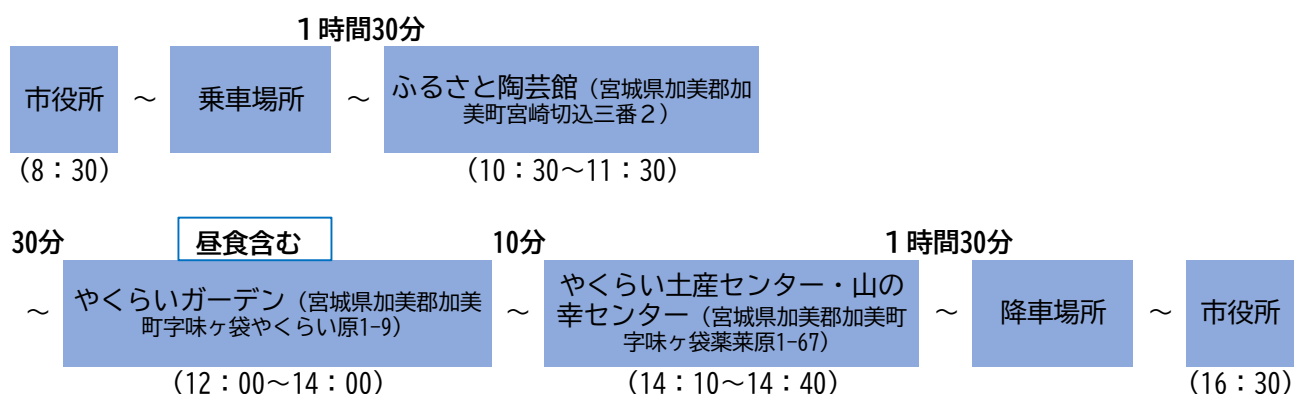
④ 【鶴岡市】



⑤ 【酒田市】



⑥ 【宮城県加美町】



【お願い】

- 安全に運行するため、乗車・降車場所は公共施設等を利用することとし、個人宅や道路に停車しての乗り降りはできません。
- 駐車場代・高速道路料金等が必要な場合は、利用者負担となります。
- 事前に、訪問先の施設等における受け入れ状況の確認をお願いします。また、運行経路は申請内容を確認し、安全面を考慮して選定しています。経路の変更や目的地の追加など、当日の行程変更は出来ません。（ただし、当日の道路状況等により行程の変更をお願いすることがあります。）
- ルート確認のため、2週間前までの申請書の提出をお願いしています。無断で期限までの提出がない場合は、運行できないことがありますので、ご注意ください。
- 推奨コースの利用をおすすめします。独自に作成する場合は、普通自動車とバスの走行時間の違いにご理解をいただき、無理のない運行行程の作成をお願いします。
- あらかじめバスが通ることのできる道幅を利用した経路となるよう計画してください。また、運行当日に道幅が狭くバスの進入が難しい等があった場合は運転手の判断に従ってください。
- 目的地に到着した際は、駐車場にバスを停車します。施設までの徒歩での移動にご協力ください。
- 車内での飲食は、飲料水を除き禁止とします。食事や飲酒はお控えください。また、飲酒をした方のご乗車はできません。
- 走行中の席の移動は大変危険なためご遠慮ください。また、シートベルトの着用にご協力ください。
- 全行程での傷害保険は、利用団体にて加入等の検討をしてください。

※令和6年度の運行より運転手の昼食代の負担については不要としています。
また、令和7年度運行分の受付は、令和7年2月10日（月）より開始します。